(観光関係団体の役割)

- 第8条 観光の振興その他の観光に関する活動を行う法人その他の 団体(以下「観光関係団体」という。)は、基本理念にのっとり、 多様な主体が連携して行う観光立県の実現に向けた取組の促進、観 光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、地域に来訪す る者を適切にもてなすための情報の提供その他の必要な措置の実 施、県民の観光立県に対する関心及び理解の増進その他の観光立県 の実現に向けた取組に努めるものとする。
- 2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、観光関係団体の役割について規定しています。 観光立県を実現するためには、行政と民間の多様な主体との一体 となった取組が不可欠です。

県においても、国や市町村と連携した施策の推進に努めていますが、 特に、民間においては、多様な主体による連携を図るために、観光に 係る活動を行う観光協会、商工会議所・商工会、各種業界団体等の 観光関係団体が中心的な役割を担うことが重要です。

本条では、

- ① 団体間の相互の連携や、地域内及び地域を越えた主体の連携を図ること
- ② それぞれの分野における観光の推進役として、各種広報宣伝活動、おもてなしの気運の醸成、体制の整備を図ること
- ③ 県の観光立県の実現に関する施策に協力することなど、その役割を明示しています。